

開東社会保険ニュース

No. 6 4

平成15年9月

労働基準法の改正について

去る6月27日に改正労働基準法が成立し、7月4日に公布されました。
施行日は、来年1月1日（厚生労働省案）となっております。



今回の法改正の主な内容は、有期労働契約の上限の延長、解雇ルールの法制化、企画業務型裁量労働制の導入要件の緩和等となっておりますが、その中の「有期労働契約の契約期間」についてご説明いたします。

有期労働契約の原則の上限期間が1年から3年に延長となります。

今までは労働契約期間を定めて契約する場合、契約期間は1年を超えることができませんでしたが、施行後は職種に関係なく3年が上限とされ、今まで1年契約とされていた労働者も、2年契約や3年契約として契約を締結することができるようになります。

また、今まで例外として労働契約の上限が3年とされていた高度の専門的知識を有する労働者については、新規の雇い入れが条件となっていました。今回、この新規雇い入れの条件が廃止され、施行後に契約更新するときには5年までの期間で契約することができるようになります。

有期労働契約の上限		
	現 行 法	改 正 法
原則	1 年 以 内	3 年 以 内
例外	有期の事業の完了に必要な期間 (建設現場等一定期間で終了する事業に限る)	同左(変更なし)
例 外	3 年 以 内 新商品、新役務、新技術の開発または科学に関する研究に必要な業務であって、その業務に必要な高度の専門的知識、技術・経験で厚生労働大臣の定める基準に該当するものを有する者が不足している事業所がこうした者を新たに雇い入れる場合 事業の開始、転換、拡大・縮小、廃止のための業務のうち、一定期間内に完了が予定されている業務であって、その業務に必要な高度の専門的知識、技術・経験で厚生労働大臣の定める基準に該当する者を有する者が不足している事業場がこうした者を新たに雇い入れる場合 60歳以上の者との間に締結される労働契約	5 年 以 内 専門的な知識、技術・経験(以下「専門的知識等」という)であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る)との間に締結される労働契約 60歳以上の者との間に締結される労働契約

ホームページ <http://www.kaito-sr.com>

メ - ルアドレス info@kaito-sr.com



ご質問・ご相談
就業規則の作成は

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階
開東社会保険労務事務所
TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711